

災害対策用指定井戸に係る維持管理報償金の廃止について

逗子市災害対策用指定井戸の確保に関する要綱の一部を改正し、維持管理報償金を廃止します。

○災害対策用指定井戸の指定状況（平成 29 年 11 月 24 日現在）

市内指定井戸数 58 箇所（飲料用 15 箇所、生活用水 42 箇所、検査中 1 箇所）

○近隣 12 市町（8 市 4 町）の状況（平成 29 年 11 月 24 日現在）

- ・ 災害対策用指定井戸制度の実施・・・5 市町
- ・ 報償金制度の実施・・・2 市町（修繕等費用補助の 1 市を含む）
- ・ 水質検査の実施・・・4 市町

※本市では年に 1 回水質検査を実施しており、維持管理報償金廃止後も継続します。

○逗子市災害対策用指定井戸の確保に関する要綱（平成 26 年 4 月 1 日）新旧対象表

現行	改正後（案）
<p>○逗子市災害対策用指定井戸の確保に関する要綱 平成 26 年 4 月 1 日</p> <p>第 1 条～第 5 条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（維持管理報償金の交付）</u></p> <p><u>第 6 条 市は、指定井戸の所有者等に対し、当該井戸の維持管理に要する経費の一部として、維持管理報償金を交付する。</u></p> <p><u>2 報償金の交付対象は、毎年度 4 月 1 日現在の指定井戸とする。</u></p> <p><u>3 報償金の額は、市が実施する水質検査の結果に基づき、飲料水に適していると認められるときは 1 基につき年額 6,000 円を、生活用水に適していると認められるときは 1 基につき年額 3,000 円とする。</u></p> <p>第 7 条～第 11 条（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p>第 1 号様式～第 5 号様式（略）</p>	<p>○逗子市災害対策用指定井戸の確保に関する要綱 平成 26 年 4 月 1 日</p> <p>第 1 条～第 5 条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（維持管理報償金の交付）</u></p> <p><u>第 6 条 削除</u></p> <p>第 6 条～第 10 条（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p>第 1 号様式～第 5 号様式（略）</p>